

52 消費・安全対策交付金

【2, 131 (2, 096) 百万円】

対策のポイント

地方の自主性の下、①国産農畜水産物の安全性の向上、②家畜の伝染性疾病と病害虫の予防及びまん延防止、③食品トレーサビリティの取組の普及、④地域における食育の推進を支援します。

<背景／課題>

- ・安全な食料を将来にわたって安定的に供給するため、食料供給の各段階を通じて、科学的知見に基づくリスク管理措置等の適切な取組を進める必要があります。
- ・地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じ、機動的かつ総合的に実施していくことが大切です。

政策目標

- 国産農畜水産物の安全性を向上させるため、特定の有害化学物質・有害微生物の摂取量が許容範囲を超えないよう抑制
- 家畜・養殖水産物の伝染病や農作物の病害虫の発生予防・まん延防止
- 入出荷記録の作成・保存による食品トレーサビリティの促進
- 日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上（平成27年度までに27%）

<主な内容>

1. 食の安全・消費者の信頼確保対策の総合的な推進

1, 779 (1, 744) 百万円

次の各分野について、都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することに対し支援します。都道府県等の裁量の下で事業メニューの選択、事業実施地区の採択、地区別の交付金配分、地方が提案する独自の事業メニューの実施が可能です。

(1) 国産農畜水産物の安全性の向上

(2) 家畜の伝染性疾病・病害虫の予防・まん延防止

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時のまん延防止対策、ブルガリアウイルスやカンキツグリーニング病菌等の緊急防除等に活用できます。

また、農産物の輸出解禁協議等のために必要な病害虫発生状況調査や防除等の取組に活用できます。

(3) 食品トレーサビリティの取組の普及

交付率：定額（10／10、9／10以内、1／2以内、1／3以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

2. 地域における食育の推進

352 (352) 百万円

食育推進リーダーの育成・活動支援や地域でのネットワーク作り等を支援するとともに、食や農林水産業への理解を深めるため、生産の場における食育活動である教育ファーム等を支援します。

交付率：定額（1／2以内）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

1の事業 消費・安全局総務課 (03-3591-4830)
2の事業 消費・安全局消費者情報官 (03-3502-5723)